

令和7年（2025年）10月1日から

外国籍の方（日本国籍を有しない方）は、一部の運転免許手続の際に、住民票や在留カード等の提示等が必要となります。

住民票や在留カード等の提示等が必要となる手続

◎ 住民基本台帳法の適用を受ける方

- ① 中長期在留者
- ② 特別永住者
- ③ 一時庇護許可者 又は 仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞在者 又は 国籍喪失による経過滞在者

○ 免許申請・外国免許の切替

外国人に関する事項（特定事項）がすべて記載された住民票の写し[※]（必ず提出） および 在留カード等

○ 免許更新・記載事項変更

マイナ免許証を持っていない方は以下の書類のうち、いずれかの提示が必要となります。

- ① 在留カード
- ② 特別永住者証明書
- ③ 外国人に関する事項（特定事項）がすべて記載された住民票の写し[※]

※外国人に関する事項（特定事項）がすべて記載された住民票の写し

交付から6ヶ月以内のもので、国籍または地域、住基法第30条の4 5に規定する区分、在留資格、在留期限、在留期間の満了日、在留カード又は特別永住者証明書の番号が記載されたもの。

提出および提示の際はコピー不可となります。

国外転出中の日本国籍の方は、戸籍謄本等と「住所を確かめるに足りる書類」で申請することができます。詳しくは運転免許センターまでお問合せください。

◎ 住民基本台帳法の適用を受けない方

- ① 外務省職員の方（「外交」又は「公用」の在留資格の方も含む）
- ② 国際自動車競技大会に出場するレーサーの方
など

○ 免許申請・外国免許の切替

- ① 外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分証明書で国家公安委員会が定めるもの
（外務省等発行身分証明書類）
- ② 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの
（公的機関等発行住所確認書類）
- ③ 旅券

○ 免許更新・記載事項変更

免許申請・外国免許の切替と同じ

お問合せ先

秋田県警察本部 秋田県運転免許センター

代表電話：018-863-1111

○ 免許申請・外国免許の切替に関すること

018-862-7570（平日：午前8時30分から午後5時まで）

○ 免許更新・記載事項変更に関すること

018-824-3738（平日：午前8時30分から午後5時まで）